

【生活交通バス料金】

- 大人（12歳以上の者）の料金は料金表のとおりとする。
- 小児（6歳以上12歳未満の者）料金は、大人料金の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- 幼児（6歳未満の者）料金は、大人に同伴して乗車する場合に、大人1人につき1人限り無料とし、それ以上の人数については小児料金とする。
- 予約乗合バス（デマンド）
1乗車につき300円とする。

○優待乗車証

交付を受けた70歳以上の者の料金は、1乗車につき100円とする。

優待乗車証の交付を受けた者のうち下記（1）から（4）に該当する者及び、該当者の介護のために同乗する介護者の料金は、無料とする。

- （1）身体障害者等級表による級別が3級以上の身体障害者手帳を所持する者
- （2）障害程度Aの療育手帳を所持する者
- （3）障害等級が1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- （4）精神障害を支給事由とする障害年金1級を受給する者

○身体障害者手帳等

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人を要する場合はその介護人は、半額とする。（減額後の金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）

○通勤定期乗車券

1ヶ月：乗降区間の普通料金を60倍した金額の5割引とする。ただし、15.0km以上は、10円増すごとに10円を60倍した金額を5割引した額を加算した金額とする。

3ヶ月：1ヶ月通勤定期乗車券の料金を3倍した金額の5割引とする。

6ヶ月：1ヶ月通勤定期乗車券の料金を6倍した金額の1割引とする。

○通学定期乗車券

1ヶ月：乗降区間の普通料金を60倍した金額の6割引とする。ただし、15.0km以上は、10円増すごとに10円を60倍した金額を8割引した額を加算した金額とする。

3ヶ月：1ヶ月通学定期乗車券の料金を3倍した金額の5割引とする。

6ヶ月：1ヶ月通学定期乗車券の料金を6倍した金額の1割引とする。

○通学支援定期乗車券

1ヶ月：乗降区間にかかわらず一律3,900円とする。

○回数乗車券

11枚綴り及び23枚綴りの2種類とし、11枚綴りは10枚分、23枚綴りは20枚分の使用料とする。

